

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第46号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第7（第4条第1項関係）					
種類				額	
都市低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5以下のもの	10,100円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,300円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	28,900円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,400円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	86,800円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	137,400円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	173,600円
1棟の総戸数が301以上のもの	210,000円				

			0以下のもの	
			1棟の総戸数が 301以上のもの	185,100 円
		(略)		
	(略)			
その他の場合	(略)			
共同 住宅 等	住戸 部分		1棟の総戸数が 5以下のもの	74,500円
			1棟の総戸数が 6以上10以下のもの	104,800 円
			1棟の総戸数が 11以上25以下のもの	147,500 円
			1棟の総戸数が 26以上50以下のもの	211,900 円
			1棟の総戸数が 51以上100以下のもの	303,800 円
			1棟の総戸数が 101以上200以下のもの	411,500 円
			1棟の総戸数が 201以上300以下のもの	539,600 円
			1棟の総戸数が 301以上のもの	633,600 円
			(略)	

		(略)			
都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5以下のもの	6,000円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,400円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	17,300円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	29,000円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	52,000円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	82,400円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	104,100円
				1棟の総戸数が301以上のもの	111,100円
	(略)				
(略)					
その他の場合	(略)				
	共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5以下のもの	38,200円	
			1棟の総戸数が	54,100円	

			6以上10以下のもの	
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	76,600円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	110,800円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	160,500円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	219,500円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	287,100円
			1棟の総戸数が301以上のもの	335,300円
			(略)	
		(略)		

備考

1から4まで (略)

5 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の額は、住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額の合計額とする。

6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の額

- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの額の合計額
- ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額
- イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額
- (3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

改正前						
別表第7（第4条第1項関係）						
種類					額	
都市低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)				
		共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの	5,000円	
				1棟の申請戸数が2以上5以下のもの	10,100円	
				1棟の申請戸数が6以上10以下のもの	17,300円	
				1棟の申請戸数が11以上25以下のもの	28,900円	
				1棟の申請戸数が26以上50以下のもの	48,400円	
				1棟の申請戸数が51以上100以下のもの	86,800円	
				1棟の申請戸数が101以上200以下のもの	137,400円	
				1棟の申請戸数	173,600円	

			が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	円
			1 棟の申請戸数 が 3 0 1 以上の もの	1 8 5, 1 0 0 円
		(略)		
	(略)			
その他の場合	(略)			
共同 住宅 等	住戸 部分	1 棟の申請戸数 が 1 のもの	3 6, 8 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 2 以上 5 以下 のもの	7 4, 5 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 6 以上 1 0 以 下のもの	1 0 4, 8 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1 4 7, 5 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 2 6 以上 5 0 以下のもの	2 1 1, 9 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	3 0 3, 8 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	4 1 1, 5 0 0 円	
		1 棟の申請戸数 が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	5 3 9, 6 0 0 円	

				1棟の申請戸数が301以上のもの	633,600円
				(略)	
				(略)	
都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1のもの	3,000円
				1棟の申請戸数が2以上5以下のもの	6,000円
				1棟の申請戸数が6以上10以下のもの	10,400円
				1棟の申請戸数が11以上25以下のもの	17,300円
				1棟の申請戸数が26以上50以下のもの	29,000円
				1棟の申請戸数が51以上100以下のもの	52,000円
				1棟の申請戸数が101以上200以下のもの	82,400円
				1棟の申請戸数が201以上300以下のもの	104,100円
				1棟の申請戸数が301以上のもの	111,100円

			もの	
		(略)		
	(略)			
その他の場合	(略)			
	共同 住宅 等	住戸 部分	1棟の申請戸数 が1のもの	18,900円
			1棟の申請戸数 が2以上5以下 のもの	38,200円
			1棟の申請戸数 が6以上10以 下のもの	54,100円
			1棟の申請戸数 が11以上25 以下のもの	76,600円
			1棟の申請戸数 が26以上50 以下のもの	110,800円
			1棟の申請戸数 が51以上10 0以下のもの	160,500円
			1棟の申請戸数 が101以上2 00以下のもの	219,500円
			1棟の申請戸数 が201以上3 00以下のもの	287,100円
			1棟の申請戸数 が301以上の もの	335,300円
	(略)			

(略)

備考

1 から 4 まで (略)

5 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量の熱量を換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を合わせて算定するときの手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分の手数料の額

(2) 共用部分の床面積に応じた手数料の額

6 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しないときの手数料の額は、住戸部分の手数料の額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

7 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物全体又は当該建築物の全体及び住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合にあっては、各号に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、次のア及びエの額の合計額とする。

ア 一戸建ての住宅の手数料の額

イ 総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

ウ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

エ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量を合わせて算定する場合の手数料の額

は、前号のイからエまでの額の合計額とする。

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合の手数料の額は、第一号のイ及びエの額の合計額とする。

8 複合建築物について、当該建築物の住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、一戸建ての住宅の額とする。

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、認定申請をする住戸部分の戸数に応じた住戸部分の額とする。

改正後

別表第8（第5条第1項関係）

種類		額			
(略)					
建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を含む。）	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	総戸数が5以下のもの	10,100円
				総戸数が6以上10以下のもの	17,300円
				総戸数が11以上25以下のもの	28,900円
				総戸数が26以上50以下のもの	48,400円
				総戸数が51以上100以下のもの	86,800円
総戸数が101以上200以下のもの	137,400円				

			のもの	
			総戸数が201 以上300以下 のもの	173,600 円
			総戸数が301 以上のもの	185,100 円
		(略)		
	(略)			
その他の場合	(略)			
共同 住宅 等	住戸 部分		総戸数が5以下 のもの	74,500円
			総戸数が6以上 10以下のもの	104,800 円
			総戸数が11以 上25以下のも の	147,500 円
			総戸数が26以 上50以下のも の	211,900 円
			総戸数が51以 上100以下の もの	303,800 円
			総戸数が101 以上200以下 のもの	411,500 円
			総戸数が201 以上300以下 のもの	539,600 円
			総戸数が301 以上のもの	633,600 円
			(略)	

		(略)				
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料 (新たに棟を加える変更を行う場合を除く。)	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	共同住宅等	住戸部分	総戸数が5以下のもの	6,000円	
				総戸数が6以上10以下のもの	10,400円	
				総戸数が11以上25以下のもの	17,300円	
				総戸数が26以上50以下のもの	29,000円	
				総戸数が51以上100以下のもの	52,000円	
				総戸数が101以上200以下のもの	82,400円	
				総戸数が201以上300以下のもの	104,100円	
				総戸数が301以上のもの	111,100円	
			(略)			
			(略)			
その他の場合	共同住宅等	住戸部分	総戸数が5以下のもの	38,200円		
			総戸数が6以上10以下のもの	54,100円		
			総戸数が11以	76,600円		

				上 2 5 以下のもの	
				総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	1 1 0, 8 0 0 円
				総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	1 6 0, 5 0 0 円
				総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	2 1 9, 5 0 0 円
				総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	2 8 7, 1 0 0 円
				総戸数が 3 0 1 以上のもの	3 3 5, 3 0 0 円
			(略)		
		(略)			
建築物省エネ法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)	共同住宅等	住戸部分	総戸数が 5 以下のもの
					1 0, 1 0 0 円
				総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	1 7, 3 0 0 円
				総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	2 8, 9 0 0 円
				総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	4 8, 4 0 0 円
				総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	8 6, 8 0 0 円
				総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	1 3 7, 4 0 0 円

				の				
				総戸数が201以上300以下のもの	173,600円			
				の				
				総戸数が301以上のもの	185,100円			
			(略)					
		(略)						
その他の場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	共同住宅等	住戸部分	総戸数が5以下のもの	35,300円			
				総戸数が6以上10以下のもの	51,200円			
				総戸数が11以上25以下のもの	73,600円			
				総戸数が26以上50以下のもの	111,100円			
				総戸数が51以上100以下のもの	168,100円			
				総戸数が101以上200以下のもの	239,500円			
				総戸数が201以上300以下のもの	309,500円			
				総戸数が301以上のもの	352,100円			
				(略)				
				(略)				
上記以外の評価方	共同	住戸	総戸数が5以下のもの	74,500円				

法により 評価され たもので ある場合	住宅 等	部分	もの	
			総戸数が6以上1 0以下のもの	104,800 円
			総戸数が11以上 25以下のもの	147,500 円
			総戸数が26以上 50以下のもの	211,900 円
			総戸数が51以上 100以下のもの	303,800 円
			総戸数が101以 上200以下のも の	411,500 円
			総戸数が201以 上300以下のも の	539,600 円
			総戸数が301以 上のもの	633,600 円
			(略)	
			(略)	

備考

1 から 7 まで (略)

8 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの額の合計額

ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一

次エネルギー消費量を算定しない場合 前号アの額

(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

9 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額の合計額

(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

10 (略)

改正前

別表第8 (第5条第1項関係)

種類		額			
(略)					
建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料(新たに棟を加える変更を行う場合を含む。)	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2以上5以下のもの	10,100円
				申請戸数が6以上10以下のもの	17,300円
				申請戸数が11以上25以下のもの	28,900円
				申請戸数が26以上50以下のもの	48,400円
				申請戸数が51以上100以下のもの	86,800円

			のもの	
			申請戸数が10 1以上200以 下のもの	137,400 円
			申請戸数が20 1以上300以 下のもの	173,600 円
			申請戸数が30 1以上のもの	185,100 円
		(略)		
	(略)			
その他の場合	(略)			
共同 住宅 等	住戸 部分	申請戸数が1の もの	36,800円	
		申請戸数が2以 上5以下のもの	74,500円	
		申請戸数が6以 上10以下のも の	104,800 円	
		申請戸数が11 以上25以下の もの	147,500 円	
		申請戸数が26 以上50以下の もの	211,900 円	
		申請戸数が51 以上100以下 のもの	303,800 円	
		申請戸数が10 1以上200以 下のもの	411,500 円	

				申請戸数が20 1以上300以 下のもの	539,600 円
				申請戸数が30 1以上のもの	633,600 円
			(略)		
		(略)			
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料 (新たに棟を加える変更を行う場合を除く。)	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	共同 住宅 等	住戸 部分	申請戸数が1のもの	3,000円
				申請戸数が2以上5以下のもの	6,000円
				申請戸数が6以上10以下のもの	10,400円
				申請戸数が11以上25以下のもの	17,300円
				申請戸数が26以上50以下のもの	29,000円
				申請戸数が51以上100以下のもの	52,000円
				申請戸数が101以上200以下のもの	82,400円
				申請戸数が201以上300以下のもの	104,100円
				申請戸数が301以上のもの	111,100円

			1以上のもの	円
		(略)		
	(略)			
	その他の場合	(略)		
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	18,900円
			申請戸数が2以上5以下のもの	38,200円
			申請戸数が6以上10以下のもの	54,100円
			申請戸数が11以上25以下のもの	76,600円
			申請戸数が26以上50以下のもの	110,800円
			申請戸数が51以上100以下のもの	160,500円
			申請戸数が101以上200以下のもの	219,500円
			申請戸数が201以上300以下のもの	287,100円
			申請戸数が301以上のもの	335,300円
				(略)
	(略)			
建築物省エ	申請に係る建築	(略)		

ネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	物が、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				の	
				申請戸数が2以上5以下のもの	10,100円
				申請戸数が6以上10以下のもの	17,300円
				申請戸数が11以上25以下のもの	28,900円
				申請戸数が26以上50以下のもの	48,400円
				申請戸数が51以上100以下のもの	86,800円
				申請戸数が101以上200以下のもの	137,400円
				申請戸数が201以上300以下のもの	173,600円
				申請戸数が301以上のもの	185,100円
			(略)		
		(略)			
その他の場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物省エネ法第2条第1	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	18,700円
				の	
				申請戸数が2以上5以下のもの	35,300円
				申請戸数が6以上10以下のもの	51,200円
				申請戸数が11以上	73,600円

項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合			上25以下のもの	
			申請戸数が26以上50以下のもの	111, 100円
			申請戸数が51以上100以下のもの	168, 100円
			申請戸数が101以上200以下のもの	239, 500円
			申請戸数が201以上300以下のもの	309, 500円
			申請戸数が301以上のもの	352, 100円
			(略)	
(略)				
上記以外の評価方法により評価されたものである場合	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1のもの	36, 800円
			申請戸数が2以上5以下のもの	74, 500円
			申請戸数が6以上10以下のもの	104, 800円
			申請戸数が11以上25以下のもの	147, 500円
			申請戸数が26以上50以下のもの	211, 900円
			申請戸数が51以上100以下のもの	303, 800円
			申請戸数が101	411, 500円

				以上200以下のもの	円
				申請戸数が201以上300以下のもの	539,600円
				申請戸数が301以上のもの	633,600円
			(略)		
		(略)			

備考

1から7まで (略)

8 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物全体又は当該建築物全体及び住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、次のア及びエの額の合計額とする。

ア 一戸建ての住宅の手数料の額

イ 総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

ウ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

エ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量を合わせて算定する場合の手数料の額は、前号のイからエまでの額の合計額とする。

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合の手数料の額は、第一号のイ及びエの額の合計額とする。

9 複合建築物について、当該建築物の住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、一戸建ての住宅の額とする。

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、認定申請をする住戸部分の戸数に応じた住戸部分の額とする。

1 0 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量を合わせて算定するときの手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分の手数料の額

(2) 共用部分の床面積に応じた手数料の額

1 1 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しないときの手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額とする。この場合において、この表中の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

1 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)